# 【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成25年6月27日【会社名】京セラ株式会社【英訳名】KYOCERA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山 口 悟 郎

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 執行役員常務(経理財務本部長) 青 木 昭 一

【本店の所在の場所】京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地【縦覧に供する場所】京セラ株式会社 東京八重洲事業所(東京都中央区八重洲2丁目3番14号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

#### 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長の山口悟郎及び当社取締役 執行役員常務 経理財務本部長の青木昭一は、財務報告に係る内部 統制の構築及び維持に責任を有しています。当社は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO)) が公表した「内部統制の統合的枠組み (1992年版)」で確立された規準に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っています。

内部統制は固有の限界を有するため、財務報告に係る内部統制は、財務報告の虚偽記載を完全には防止もしくは発見することができない可能性があります。また、将来の期間に向けての内部統制の有効性の評価を予測する場合、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続きの遵守の程度が低下するリスクが伴います。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当連結会計年度末日である平成25年3月31日を基準日として、当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。

評価手続として、まず連結財務諸表に重要な影響を及ぼす拠点においては、組織レベルの全社的な内部統制の有効性の評価を行いました。

また、連結財務諸表に特に重要な影響を及ぼす拠点においては、組織レベルの全社的な内部統制の有効性の評価に加え、業務プロセスに係る内部統制につき、その整備状況及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性の評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社において、財務報告の信頼性に影響を及ぼす量的及び質的な重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

## 3【評価結果に関する事項】

この評価により、当社は、平成25年3月31日現在において当社の財務報告に係る内部統制が有効であると結論づけました。

## 4【付記事項】

当社は、米国証券取引法において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に則り、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っています。

我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりです。

- 1.米国証券取引法による要請では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されておらず、当社は米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み(1992年版)」で確立された規準に基づいて評価を行っています。
- 2.米国証券取引法による要請では、財務報告に係る内部統制として、「経理の状況」に掲げられている連結財務 諸表の作成に係る内部統制のみを評価の対象としています。
- 3.米国証券取引法による要請では、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制は評価の対象としていません。
- 4.米国公開企業会計監視委員会の基準では、取得日から期末日までの期間が12カ月以内である連結子会社については、財務報告に係る内部統制の評価の範囲から除外することを認めています。

### 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。